

番号	1 (1)
項目	今期の介護報酬改定で訪問介護報酬が引き下げられた。地域包括ケアの基本であり、今後さらに必要となる訪問介護を維持するために訪問介護報酬を元に戻し、改善するよう、国に要望すること。
(回答) 介護報酬の改定にあたっては、人口構造や社会経済状況の変化に加え、各サービス事業所等の経営状況を踏まえ、国の社会保障審議会介護給付費分科会において、有識者や関係団体等からの意見も聞きながら検討されてきたところです。 厚生労働省が実施した令和5年度介護事業経営実態調査にて、訪問介護の収支差率が7.8%と全介護サービスの収支差率の2.4%を大きく上回っており、このような状況も含め、国において検討された結果、介護サービス全体でプラス1.59%の報酬改定が示される中、訪問介護について約2.4%のマイナス改定となりました。 一方、介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえて、事業者による、昇給と結びついた形での賃金向上の仕組みの構築を促すため、これまでの介護報酬改定において「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」が創設され介護職員の賃金改善が図られてまいりました。 さらに、令和6年度の報酬改定においては、事業者の負担軽減につながるよう、従来の加算から「介護職員等処遇改善加算」への一本化が行われ、加算率も2.5%引き上げられたところです。 なお、訪問介護の処遇改善加算については、他の介護サービスよりも高い加算率が設定されており、最上位の介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）では24.5%、最下位の介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）でも14.5%となっており、特別養護老人ホームの最上位14.0%や、介護老人保健施設の最上位7.5%、通所介護の最上位9.2%などと比べても極めて高い加算率が設定されています。 介護保険は全国統一の制度であり、国による適切な介護報酬の設定がされるべきものであるため、指定都市共同提案などの機会を通じ、国に対し要望を行ってまいります。	
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028

番号	1 (2)	
項目	要介護認定者の生活を圧迫する介護保険利用者の自己負担 2 割・3 割の負担割合の拡大と、ケアマネジメントの利用者負担の導入を行わないよう国に要望すること。	
(回答) 介護保険制度は全国統一の制度であり、制度改正については国において適切に審議されているところでありますので、本市としては制度改正等に当たっては、被保険者の生活や保険者の運営に配慮するよう国に要望を行ってまいります。		
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課 (管理グループ)	電話：06-6208-8028

番号	1 (3)	
項目	新総合事業の実施状況、問題点について明らかにすること。さらに要介護1・2の総合事業への移行を行わないように国に要望すること	
	(回答) 大阪市では、地域の実情に応じて、多様な主体による多様なサービスを充実することで、要支援者等の状態に応じた効果的、効率的な支援等を行うことを目的に、平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）」を実施しています。 総合事業は、全国一律の予防給付として実施していた介護予防訪問介護・介護予防通所介護を再構築し、多様なサービスの充実を図る「サービス・活動事業」と、住民主体の介護予防活動の取組みを支援し、重度化予防を推進する「一般介護予防事業」で構成されています。 総合事業の実施状況につきましては、総合事業の取組みや目標量を定めている「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の進捗管理を大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会にて報告しており、総合事業移行前後の実施状況につきましては、R4年3月に開催された大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会にて報告しております。 介護保険制度は全国統一の制度であり、制度改革については国において適切に審議されているところでありますので、本市としては制度改革等に当たっては、被保険者の生活や保険者の運営に配慮するよう国に要望を行ってまいります。	
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（保険・給付グループ） 福祉局高齢者施策部介護保険課（管理グループ）	電話：06-6208-8059 電話：06-6208-8028

番号	2 (1)
項目	利用者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、切れ目のない医療・介護のネットワークを市民参画のもと確立すること。
(回答) 本市では、市内で生活するすべての高齢者が、生きがいを持って安心して生活できる環境を実現するため、3年を1期とする大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、その中で、地域包括ケアシステムの構築のため、地域支援事業の1つである包括的支援事業を実施するなど、保健・福祉施策及び介護保険事業、並びにそれ以外の高齢者のための施策も含め、高齢者施策を総合的かつ効果的に推進しています。	
担当	健康局 健康推進部 健康施策課（保健医療グループ） 電話：06-6208-9940 福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ） 電話：06-6208-8060

番号	2（2）	
項目	介護を受ける方の状況変化に円滑に対応できるよう在宅介護基盤の質的・量的整備を図ること。また、ショートステイの利用など、在宅介護者のレスパイト（休養）保障施策を充実すること。	
（回答） 介護を必要とする高齢者が、利用者や家族の要望に沿った介護保険サービスを受けられるよう、訪問介護サービスなどの介護保険給付サービス量の見込みについては、要介護（要支援）認定者の伸びやこれまでの給付実績等を踏まえ、各介護保険サービスの目標量を設定しております。 令和４年度に実施した高齢者実態調査の結果では、現在、介護保険制度を利用されていない方が、過去にどのような介護保険制度を利用されていたかは把握しており、介護保険制度をご利用されていない理由についてはさまざまであると認識しております。 要介護・要支援認定を受けた方が介護サービスや介護予防サービスをご利用されるには、心身の状況、その置かれている環境などに応じて作成されたケアプランをケアマネジャーが作成し、ご本人がサービス提供事業者と契約を締結すれば作成されたケアプランに基づき利用することが可能となります。 高齢者自身や要介護（要支援）高齢者を介護する家族が、福祉サービスを適時・適切に利用できるよう、地域包括支援センターや地域のケアマネジャー、さらには見守り相談室等の関係機関との連携のもと制度周知に努めるとともに、ICT 技術も活用し、引き続き高齢者実態調査の結果やサービス利用状況等を踏まえながら、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めてまいります。		
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理グループ）	電話：06-6208-8028

番号	2 (3)		
項目	<u>ケアプランの作成・変更にあたっては、利用を抑制することなく利用者の自己選択・自己決定を尊重すること。</u> また、地域ケア会議の実施状況を明らかにすること。		
	(下線部について回答) 介護保険制度において、要介護（要支援）認定を受けた方及び事業対象者の方は、居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員（ケアマネジャー）等に相談し、ケアプランの作成を依頼することが可能となっています。 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準では「指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。」と定められています。本市では、居宅介護支援事業所のケアマネジャーに対し、ケアプランが利用者のニーズや課題を踏まえ、利用者の自立支援を志向したものとなっているかどうか、また、ケアプラン作成のプロセスを踏まえ、基本となる事項の確認ができているかどうか、気づきを促すよう作成支援するとともに、総括的な留意事項を踏まえた研修を実施する「ケアマネスキルアップ事業」に取り組んでいます。 また、ケアマネジャーが利用者の望む生活を適切に聴き取り、中立公正な立場で運営基準を遵守したケアマネジメントを行っているか、居宅介護支援事業所へ個別に訪問して調査と助言を行っています。		
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ） 電話：06-6241-6310 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028		

番号	2. (3)										
項目	ケアプランの作成・変更にあたっては、利用を抑制することなく利用者の自己選択・自己決定を尊重すること。 <u>また、地域ケア会議の実施状況を明らかにすること。</u>										
(回答) <u>本市の地域包括支援センターで令和5年度中に実施した地域ケア会議の回数は、下表のとおりです。</u> <table><tr><th>類型</th><th>開催回数</th></tr><tr><td><u>個別ケース検討の地域ケア会議</u></td><td><u>918 回</u></td></tr><tr><td><u>事例検証・ふり返りの地域ケア会議</u></td><td><u>139 回</u></td></tr><tr><td><u>見えてきた課題のまとめの地域ケア会議</u></td><td><u>211 回</u></td></tr><tr><td><u>自立支援型ケアマネジメント検討会議</u></td><td><u>443 回</u></td></tr></table>		類型	開催回数	<u>個別ケース検討の地域ケア会議</u>	<u>918 回</u>	<u>事例検証・ふり返りの地域ケア会議</u>	<u>139 回</u>	<u>見えてきた課題のまとめの地域ケア会議</u>	<u>211 回</u>	<u>自立支援型ケアマネジメント検討会議</u>	<u>443 回</u>
類型	開催回数										
<u>個別ケース検討の地域ケア会議</u>	<u>918 回</u>										
<u>事例検証・ふり返りの地域ケア会議</u>	<u>139 回</u>										
<u>見えてきた課題のまとめの地域ケア会議</u>	<u>211 回</u>										
<u>自立支援型ケアマネジメント検討会議</u>	<u>443 回</u>										
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課(地域包括ケアグループ) 電話:06-6208-8060										

番号	2. (4)
項目	複合的な相談内容に対する総合的相談窓口を設置し、「介護と生活支援」「育児と介護」「ヤングケアラー支援」など、迅速な解決型の相談対応を行うこと。
(回答) 現在、本市では、介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に基づく高齢者の総合相談を行うため、同法第百十五条の四十六に定める地域包括支援センターを、市内に 66 か所設置しております。地域包括支援センターでは高齢者が地域で安心して生活が続けられるように、専門の職員（主任介護支援専門員、保健師・看護師、社会福祉士）が高齢者を支援しています。 複合的な課題を含む相談については、地域包括支援センターが様々な関係機関と連携・協力して対応していますが、既存のしくみでは解決できない場合には、各区において、様々な分野の相談支援機関や地域の関係者等が一堂に会し支援方針等を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を活用するなど、支援が困難な事例の解決に向けて取り組んでいるところです。 ヤングケアラー支援につきましては、区役所、福祉局、健康局、こども青少年局、教育委員会事務局が連携して横断的に対処する必要があるため、副市長をリーダーとするプロジェクトチームを立ち上げ、実態調査を行い、全庁的な支援のあり方・対策の方向性を検討しています。 ヤングケアラー支援の相談窓口としましては、各区役所の子育て支援担当に設置しており、また、ヤングケアラーの多様な悩みに対し SNS や電話などで相談支援を行うピアサポートや、もとヤングケアラーが参加するオンラインサロンやレスパイトイベント、また、希望に応じて関係機関（区役所等）へ同行するなどの寄り添い型相談支援事業の業務委託を行っています。 なお、支援の必要なこどもや世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなぐ仕組みである「大阪市こどもサポートネット」を構築し、区長のマネジメントにより、社会全体でこどもと子育て世帯を各種施策により総合的に支援しています。	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ） 電話：06-6208-8060 福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7973 こども青少年局 企画部 企画課 電話：06-6208-8639

番号	3 (1)	
項目	介護サービスは、人材の確保が大きなウエイトを占める。しかし介護職員の確保が難しくなっている現状があるなかで、介護人材の確保に向けた抜本的な対策を明らかにし、改善に向けた取り組みを進めること。	
	(回答) 介護人材の確保に向けた抜本的な取り組みについては、広域的に取り組む必要があることから、国や大阪府にて行うべきものと考えています。 一方、本市としましては、介護サービスに係るニーズが増加し、多様化していく中で、人材の確保に関する課題は非常に重要と考えており、おおさか介護サービス相談センターにおいて、大阪市内の介護サービス事業者の皆さんが、介護現場における利用者やその家族からの職員への度重なる暴言、身体的暴力、セクシャルハラスメント、著しく不当な要求や迷惑行為、近年増加しているカスタマーハラスメントなどでお困りの際に、法律分野の専門相談員である弁護士に直接相談していただける窓口を設置し、介護職員が安心して働くことができるよう支援することで、介護人材の離職防止に努めています。 また、大阪市社会福祉研修・情報センターを福祉・介護人材の確保・育成・定着に関する中核施設と位置付け、従業者への研修やモチベーション向上の取り組み、多様な人材の確保に向けた取り組みのほか、関係団体とのネットワークの構築を行い、現場ニーズの把握等を行っています。 また、福祉・介護の仕事のマイナスイメージを払拭し、福祉・介護の仕事のやりがいや魅力を発信していくことも非常に重要であることから、「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」を実施し、受賞作品を漫画化し、市内中学生に配布するとともに、ホームページへの掲載をし、魅力ある仕事として認識いただけるよう取り組んでいるところです。令和5年度は、より効果的に発信するため、きらめき大賞の受賞作品の中から動画を作成し、公共施設の広報媒体などを活用し広く魅力を発信できるようにしてまいりました。 そのほか、小学生向けの福祉教材を活用した福祉教育や中学生と福祉の現場をつなぐ取り組みを通じて、福祉・介護の仕事に関する正しい知識や魅力を伝えることで将来の人材の確保につなげてまいります。	
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理グループ）	電話：06-6208-8028
	福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ）	電話：06-6241-6310
	福祉局 生活福祉部 地域福祉課	電話：06-6208-7954

番号	4（1）	
項目	在宅介護を進めるためには医療との連携は必須であり、訪問医療・ <u>訪問看護の充実</u> など在宅医療制度の整備を促進すること。	
（下線部について回答） 介護保険制度では、要介護（支援）認定を受けている方は、看護師等による療養上の世話や診療の補助が必要な場合は、（介護予防）訪問看護を利用することができます。 訪問看護も含め、介護保険給付サービスについては、要介護（要支援）認定者の伸びやこれまでの給付実績等を踏まえ、大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において目標量を設定しております。		
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理グループ）	電話：06-6208-8028

番号	4. (1)
項目	在宅介護を進めるためには医療との連携は必須であり、訪問医療・訪問看護の充実など<u>在宅医療制度の整備</u>を促進すること。
(回答) 介護保険法に基づく地域支援事業の 1 つとして、切れ目のない在宅医療と介護を提供するための関係者向けの支援である「在宅医療・介護連携推進事業」を実施しております。 取組内容や目標については「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において目標値を設定し実施しております。 (下線部について回答)	
担当	健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9940

番号	4. (2)
項目	コロナ感染症が感染症分類の第5類となり、ワクチン接種が有料となる。医療従事者、介護・訪問介護従事者の希望者に、無料でワクチン接種が実施できるよう支援策を講じること。
(回答) 新型コロナワクチン接種については、令和5年度までは予防接種法に基づく特例臨時接種として、全ての市民を対象に無料で実施しておりました。 令和6年度以降の新型コロナワクチン接種については、個人の重症化予防を目的とし、予防接種法に基づく定期接種として毎年度秋冬に1回行うこととされました。 また、対象者については「65歳以上の者」および「60歳以上65歳未満のものであって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者」と定められています。 本市においては、市民のうち上記の対象者について、令和6年10月1日から令和7年1月31日までの期間を令和6年度における実施期間とし、被接種者の自己負担額については、市民税非課税世帯等の低所得者は無料、それ以外の方については3,000円をご負担いただくことで接種することができます。	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0813

番号	5. (1)
項目	認知症患者を持つ家族が孤立しないよう総合的な家族支援を行うこと。
(回答) 家族介護者の支援としましては、適切な介護知識・技術の習得等を内容とした教室や介護者交流会の開催等を行う大阪市家族介護支援事業、行方不明高齢者を早期発見する仕組み等を構築する認知症高齢者等見守りネットワーク事業、介護者の急病等の突発的な事態に福祉施設で認知症高齢者を受け入れる認知症高齢者緊急ショートステイ事業、認知症カフェの支援、認知症の理解を促進し応援者を増やす認知症サポーター養成等の事業を実施しています。 今後におきましても、これらの施策を継続的に実施することにより、家族介護者の支援を図っていきます。	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（認知症施策グループ） 電話：06-6208-8051

番号	5. (2)
項目	認知症による一人歩き（徘徊）などに伴う地域（企業、民間団体などを含む）の総合的な支援体制を確立すること。また、富田林市と河内長野市、泉佐野市で実施されている「認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」と同様の精度の創設に向けて取り組むこと。
(回答) 本市では地域の実情に応じて高齢者が可能な限り地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に向けて施策を推進しているところです。 地域における見守りについては、これまでも区や地域の実情に応じた様々な取組が進められてきましたが、本市では、平成27年4月から、地域と行政が一体となって、日頃からの見守り活動やつながりづくりの強化を図るため「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を実施しているところです。 本事業では、各区の社会福祉協議会に「見守り相談室」を設置し、①要援護者情報の整理と管理、②孤立世帯等への専門的対応、③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見の3つの取組を一体的に実施することにより、地域におけるきめ細かな見守りネットワークの実現をめざしています。 また認知症による一人歩きに伴う事故等に対する救済制度につきましては、他都市の状況も踏まえ、行政としてのあり方について検討していきます。 なお、GPS機器の貸与を行っている認知症高齢者位置情報探索事業において、令和5年度新規分から、探索対象者を被保険者とした個人賠償責任保険と交通事故時の傷害保険が委託先事業者の無償オプションとなっています。	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（認知症施策グループ） 電話：06-6208-8051

番号	5. (3)
項目	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が2023年6月14日に成立した。基本法は、自治体に地域ごとの基本計画の策定を努力義務としているので、策定に向けて取り組むこと。また、全国の自治体での「認知症条例」の制定が進んでいる。認知症当事者の参画できる体制での「認知症条例・基本計画」の制定への準備を進めること。
(回答) 本市では、認知症の人の意思が尊重され、地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現をめざし、認知症施策を総合的に推進しています。 「認知症条例」について、現在のところ制定の予定はありませんが、本市では、平成30年2月13日に「認知症の人やその家族が自らの言葉で語る会議」を開催し、市長が認知症の人やそのご家族と意見交換を行うとともに、会議終了後には、市長による「認知症の人をささえるまち大阪宣言」を行い、あらゆる世代や立場の人が協力して、認知症の人にやさしいまちづくりに取り組むことを宣言しました。 令和6～8年度を計画期間とする第9期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においては、「認知症施策推進大綱」の基本的な考え方を基に、認知症の人やその家族の視点を踏まえ計画を策定しており、今後とも、「認知症の人をささえるまち大阪宣言」や「認知症施策推進大綱」を踏まえ、総合的に認知症施策を推進してまいります。 また、「認知症施策推進計画」については、今後、国が示す認知症施策推進基本計画を踏まえ、認知症の人及び家族等の意見を聴いたうえで、令和9年度からの第10期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と一体的に策定する予定としています。	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（認知症施策グループ） 電話：06-6208-8051

番号	6. (1)
項目	利用者の人権、プライバシーが保証される施設の拡充を図ること。また、地域の交流の場として、地域の誰もが自由に利用できるよう施設運営を支援すること。 (下線部について回答) 特別養護老人ホームを整備する場合については、基本的にはユニット型での施設整備を推奨しているほか、従来型多床室を整備する場合においても、プライバシーに配慮した形での整備を義務付けております。 既存施設においても、大阪府地域医療介護総合確保基金事業を活用し、多床室のプライバシーを確保するよう改修事業を行っております。
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6241-6530

番号	6. (2)
項目	<u>特別養護老人ホームの整備・拡充を図り、個室・ユニット型居住を行うこと。また「特養入所は原則要介護3以上」の入所基準の徹底について、生活状況などを総合的に勘案した運用を行うとともに、「施設入所者の食費・部屋代（補足給付）の要件」を改善すること。</u>
(下線部について回答) 特別養護老人ホームの整備については、社会福祉法人に対して整備補助を行っており、できる限り在宅に近い環境の下で生活できるよう、利用者一人ひとりの個性と生活のリズムを尊重する観点から、今後も個室・ユニット型での整備を推奨していきます。 また、既存施設の個室・ユニット化改修等についても国の交付金等を活用して支援します。 特別養護老人ホームの入所の選考にあたっては、各施設において施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で構成された、合議制の委員会を設置しております。 入所者の選考については、上記の委員会により、大阪市の入所選考指針に基づいて、 ・要介護度 ・世帯の状況 ・在宅サービスの利用率 ・地域性による評価 により評価点を設定した「基本的評価基準」による評価と、 基本的評価基準項目以外で、 ・緊急性 ・性別 ・ベッドの特性 ・施設の専門性 ・遠隔地の利用者を親族の居住地附近の施設に入所させる場合の配慮 ・家族の介護量や経済的事由により在宅サービスの利用度が低位な者に対する配慮 ・その他特別に配慮しなければならない個別の事情 などの施設が独自に設定する「個別的評価事項」により、総合的に勘案して行われています。	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6241-6530

番号	6 (2)
項目	特別養護老人ホームの整備・拡充を図り、個室・ユニット型居住を行うこと。また「特養入所は原則要介護3以上」の入所基準について、生活状況などを総合的に勘案した運用を行うとともに、<u>「施設入所者の食費・部屋代（補足給付）の要件」を改善すること。</u>
(下線部について回答) 施設入所者の食費・居住費の負担については、低所得者の負担軽減を図る観点から、所得に応じた負担限度額を設け、基準費用額（※平均的な費用の額等を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額）と負担限度額との差額は特定入所者介護サービス費として保険者が負担しています。 介護保険制度は全国一律の制度のため、本市独自で補足給付の要件を設定することは困難と考えますので、ご理解をお願いいたします。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

番号	6. (3)
項目	<u>地域在宅生活を支援する小規模多機能型居宅介護施設や看護小規模多機能型居宅介護施設等の拡充を図ること。</u>また、サービス付き高齢者向け住宅について、建設時の点検のみならず運営開始後も利用者のサービス充実の視点に立った、継続的な行政点検を行うこと。
(下線部について回答) 本市では、高齢者が重度な要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、身近なところでサービスを提供する「地域密着型サービス」の事業者の参入促進に取り組んでおります。 通いを中心に、訪問や泊まりの介護サービスを組み合わせた小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護については、今後も事業者の参入促進に取り組んでいきます。	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6241-6530

番号	6 (3)
項目	地域在宅生活を支援する小規模多機能型居住介護施設や看護小規模多機能居宅介護施設等の拡充を図ること。<u>また、サービス付き高齢者向け住宅について、建設時の点検のみならず運営開始後も利用者のサービス充実の視点に立った、継続的な行政点検を行うこと。</u>
(下線部について回答) サービス付き高齢者向け住宅に対する指導については、都市整備局と福祉局の共管で行っております。具体的には、住宅の建築・設備等のハード面に関する指導は都市整備局、高齢者を支援する介護サービス等のソフト面に関する指導は福祉局が行っており、運営開始後に、適宜、立入検査を実施しております。 立入検査において、高齢者の居住の安定確保の法律に基づいた生活相談サービス等についての指導や助言を行い、また、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅については、老人福祉法及び大阪市有料老人ホーム設置運営指導指針に基づいた運営を指導することにより、利用者の福祉の増進に寄与した継続的な指導・助言を行っております。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ） 電話：06-6241-6310

番号	7.(1)
項目	<u>自然災害への対応について、高齢者・障がい者、子ども、女性、外国人住民の視点で地域防災計画を見直すこと。</u>また、コロナ感染症が第 5 類に分類されて以降も感染は継続していることを踏まえて、感染症への対応策を実施すること。
(回答) 本市の地域防災計画の修正にあたっては、市民の皆様からご意見をいただくためにパブリック・コメントを実施するほか、女性や高齢者団体等、多様な主体の方を委員に含めた「大阪市防災会議」で審議を行い、必要に応じて地域防災計画の修正を行っております。 (下線部について回答)	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7384

番号	7. (1)
項目	自然災害への対応について、高齢者・障がい者、子ども、女性、外国人住民の視点で地域防災計画を見直すこと。<u>また、コロナ感染症が第5類に分類されて以降も感染は継続していることを踏まえて、感染症への対応策を実施すること。</u>
(回答) 本市では、重症化リスクの高い高齢者や障がい者が入所する施設に対し、これまで行ってきた次の支援を継続しております。 施設において「10 名以上の施設内陽性者」等が発生した際に電話などによる疫学調査、「大阪市感染制御・業務継続支援チーム」の派遣を継続して行い、施設内の感染防止と業務の継続を支援しております。 また、将来の新興・再興感染症の発生やまん延等に備えて、改正された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、令和6年3月に「大阪市感染症予防計画」を策定し、検査体制及び人材養成、保健所の体制整備等の数値目標を設定するなど、感染症の発生の予防及びまん延の防止をはじめとした感染症危機等への対応可能な保健所体制等の構築に向けた取組みを進めるとともに、大阪府などの関係機関と引き続き連携してまいります。 (下線部について回答)	
担当	健康局 大阪市保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739

番号	7. (2)
項目	保険者機能強化推進（インセンティブ）交付金などを活用し、健康体操のさらなる普及や通いの場の拡充など健康対策を強めることで、健康寿命を延伸し、保険料の「減額」に努力すること。 (回答) 本市では、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じて通いの場が拡大していくような地域づくりを進めることにより、介護予防の推進に取り組んでいるところです。 具体的には、高齢者が徒歩で通える身近な場所で、「いきいき百歳体操」等の介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場に参加できるよう、「いきいき百歳体操」で使用するおもりやDVD等の物品の貸出や、リハビリテーション専門職等を派遣して体操・運動等の技術的な支援を行うなど、通いの場の立ち上げや継続のための支援を行っています。 さらに、平成30年度からは口腔機能向上の取組みとして「かみかみ百歳体操」への支援も行っており、その結果、令和6年3月末現在、「いきいき百歳体操」等の介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場は789か所まで広がっています。また、通いの場への参加者数においても、令和8年度末までに17,000人の高齢者に参加していただくことを目標に取り組んでいます。引き続きより身近な場所で開催できるように通いの場の充実に取り組みます。 なお、保険者機能強化推進交付金につきましては、高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、市町村が高齢者の自立支援や重度化防止等に関する取組みを推進し、保険者機能を強化するために創設されたものであり、国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合とは別に、介護保険特別会計の第1号介護保険料へ充当して活用するよう示されており、本市では、地域支援事業費に充当しているところです。
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（認知症施策グループ） 電話：06-6208-9957 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028

番号	7. (3)
項目	障がい者・要介護５の郵便による不在者投票、指定された病院・老人ホーム等での不在者投票を周知すること。さらに要介護３・４への郵便投票拡大など公職選挙法改正を国に働きかけること。また、移動手段を制限された高齢者など投票困難者への投票環境の整備に取り組むこと。
(回答) 本市では、郵便等による不在者投票、入院中の病院や老人ホーム等での不在者投票について、その内容等をホームページに掲載し、市民の方に周知しているところです。 要介護３・４の認定を受けている方への拡大など郵便等による不在者投票の運用改善については、郵便等による不在者投票ができる選挙人の範囲が公職選挙法等において定められていることから、適用対象の拡大を図る公職選挙法等の改正を、本市も構成員になっている指定都市選挙管理委員会連合会として国会議員等に要望しているところです。 また、投票困難者への投票環境の整備として、他都市で実施例のある移動式投票所の設置や巡回バス等での投票所への送迎については、本市は市域が狭く、面積が極端に大きい投票区や山間部をはじめとした交通至難の場所がないこと、また、大都市であり選挙権を有する方が多く、公平性、公正性を確保しつつ対象者を選定することが難しいことなど課題があることから、当面は郵便等による不在者投票、入院中の病院や老人ホーム等での不在者投票の周知に努めるとともに、上記のような課題のある本市でも可能な取組がないか、引き続き他自治体の情報収集を行ってまいります。 今後とも引き続き、投票環境の改善に努めてまいります。	
担当	行政委員会事務局 選挙部 選挙課 電話：06-6208-8511